

おokayama労働

2022
秋
No.499

いつでも、どこでも、何度でもアクセスできます！

OTEX
OKAYAMA TECHNOLOGY EXHIBITION
おokayamaテクノロジー展2022<ONLINE>
～精鋭企業と出会う技術展示商談会～

リアル展風景 (2022)

きっかけはここから

- 切削・研削 プレス・板金
- 切削・研削 鑄造・鍛造
- 溶接・製缶 金型・治具 表面処理・熱処理・塗装 樹脂成形・ゴム加工
- 特別展示 工作機械展示 その他
- 電気・電子機器組立 設計・ソフト 工具・FA機器 検査・測定機器 生産設備関連 AI・IoT
- 講演会場
- 出展者 プレゼンテーション
- 自社製品 素材 共同出展 ものづくり関連商社 サービス
- 自社製品

おokayamaテクノロジー展 (OTEX) 2022 <ONLINE> を開催しています

県内の機械系ものづくり企業の新技術・製品開発力・製品等を広くアピールすることで、県内外企業とのマッチングの機会や学生等が優れた技術を持つ県内企業を知る機会を創出するため、「おokayamaテクノロジー展(OTEX)2022<ONLINE>」を開催しています。

会期中は24時間いつでも、どこでも、何度でも来場いただけます。優れた技術や製品を持つ地元企業を知っていただくチャンスです！ぜひ、この機会にオンラインでOTEXにご来場ください。皆さまからのアクセスをお待ちしています。

会期 令和4年**12月31日(土)**まで 24時間閲覧可能

会場 OTEX公式ホームページ内 **問合せ先** おokayamaテクノロジー展 (OTEX) 2022事務局
URL <https://otex-online.jp> 電話：086-286-9670



目次

「おokayamaテクノロジー展(OTEX)2022<ONLINE>」を開催しています 表紙	
技能競技全国大会の岡山県代表選手決定！	2
令和4年度岡山県職業能力開発促進大会のお知らせ	2
業務改善助成金(通常コース)のご案内	3
職場の化学物質管理が変わります！	4
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。	4
「多様な働き方の実現応援サイト」になりました！	4
治療と仕事の両立支援に取り組んでみませんか？	5
従業員を介護で離職させないために	6
事業主の皆様へ 助成金のご案内(両立支援等助成金)	6
令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況について	7
2022(令和4年)4月1日より、中小企業の事業主も職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務化されました	7
SAFEコンソーシアムが立ち上がりました。	7
県立高等技術専門学校令和5年4月入校生募集	8
コレワーク 雇用から始まる社会貢献 法務省が応援します	8
ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集	9

日本版デュアルシステム「メカトロニクス技術科」入試案内	9
両立支援コーディネーター基礎研修(後半)のご案内	10
オンライン研修、動画研修も21世紀職業財団におまかせください	10
退職金 社長の決断、応援します。	10
在籍型出向の活用を検討してみませんか？	11
おokayama就活サポーター大募集！	11
ご存知ですか？労働委員会～雇用のトラブル まず相談～	12
男性のための電話相談窓口をご利用ください	12
年次有給休暇を活用して岡山県の魅力に触れよう	12
岡山県教育委員会からのお知らせ	13
岡山県難病相談・支援センター 難病を抱える方の療養や就労を支援します！	14
おokayama子育て家庭応援カード ももっカード協賛店舗募集中！	14
晴れの国で働こう！岡山県しごと情報サイトに求人掲載しませんか？	15
福利厚生見直しのススメ。安心・定額の福利厚生パッケージ制度のご案内	15
岡山県最低賃金(時間額)が892円に改定されました。 裏表紙	
毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 裏表紙	

技能競技全国大会の岡山県代表選手決定！

第42回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)及び第60回技能五輪全国大会に出場する岡山県代表選手が決定しました。

それぞれの県大会、選手選考会で優秀な成績を挙げ、県代表となった選手の活躍が期待されます。ぜひ、岡山県選手の活躍を応援してください。

<第42回アビリンピック>

開催日：令和4年11月4日(金)～11月6日(日)

開催場所：幕張メッセ(千葉県千葉市)

ホームページ：<https://www.jeed.or.jp/disability/activity/abilympics/index.html>

<第60回技能五輪全国大会>

開催日：令和4年11月4日(金)～11月7日(月)(一部職種については、競技を先行して実施)

開催場所：幕張メッセ(千葉県千葉市)ほか

ホームページ：<https://www.javada.or.jp/jigyuu/gino/zenkoku/>

第42回全国障害者技能競技大会(アビリンピック)出場選手

種目名	氏名	所属名
機械CAD	二宮 和哉	(株)旭化成アビリティ 水島営業所
電子機器組立	森峰 かおり	パナソニック吉備(株)
ビルクリーニング	橋本 晴貴	岡山県立倉敷琴浦高 等支援学校
製品パッキング	畑本 義晴	(株)ハンズ
喫茶サービス	山本 翔子	(株)バネッセビジネス メイト
オフィスアシスタント	安藤 美紅	(株)旭化成アビリティ 水島営業所
表計算	清水 大輔	(株)ありがとうファーム
パソコンデータ入力	難波 卓己	岡山県立倉敷琴浦高 等支援学校
縫製	中桐 桜	岡山県立倉敷琴浦高 等支援学校

第60回技能五輪全国大会出場選手

職種名	氏名	所属名
構造物鉄工	小林 侃立	JFEプラントエンジ(株) 倉敷事業所
	渡辺 諒也	
曲げ板金	高橋 真里	三菱自動車工業(株) 水島製作所
洋裁	高本 真奈美	専門学校岡山ビジネス カレッジ
	平山 里佳	
	森 莉菜	
西洋料理	竹田 翔	西日本調理製菓専門学校
	林 大志郎	
	平野 愛歩	THE STYLE
造園	岸本 千慈	イカサ緑地(株)

令和4年度岡山県職業能力開発促進大会のお知らせ

この大会は、職業能力の開発・向上の促進と技能尊重の気運の高揚を図るため、毎年11月、「人材開発促進月間」の行事として開催しているものです。大会では、職業能力開発の促進等に功績のあった個人や事業所、優秀技能者などの表彰を行うほか、記念講演を行う予定です。

【開催日時】 令和4年11月10日(木) 13:30～15:30(予定)

【開催場所】 コンバックス岡山「国際会議場」

【内 容】 (1) 優秀技能者、技能士育成優良事業所、技能検定成績優秀者等の表彰
(2) 記念講演

【主 催】 岡山県、岡山県職業能力開発協会、岡山県技能士会連合会

【そ の 他】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、入場者を制限して開催いたします。
また、感染状況によっては、開催内容の変更又は開催を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

業務改善助成金（通常コース）のご案内

令和4年10月1日～岡山県最低賃金が時間額892円に改正

★ 賃金UP・設備投資等におすすめの助成金 【岡山局版】

制度の概要

👉 10月1日以降に適用される制度概要となります！

① 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる。

② 設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。

②の費用の一部助成



対象事業場

- 中小企業であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 事業場規模100人以下

【岡山県】
事業場内最低賃金
922円
以下

↑10月1日から岡山県最低賃金892円のため

支給要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

対象となるか、チェック！

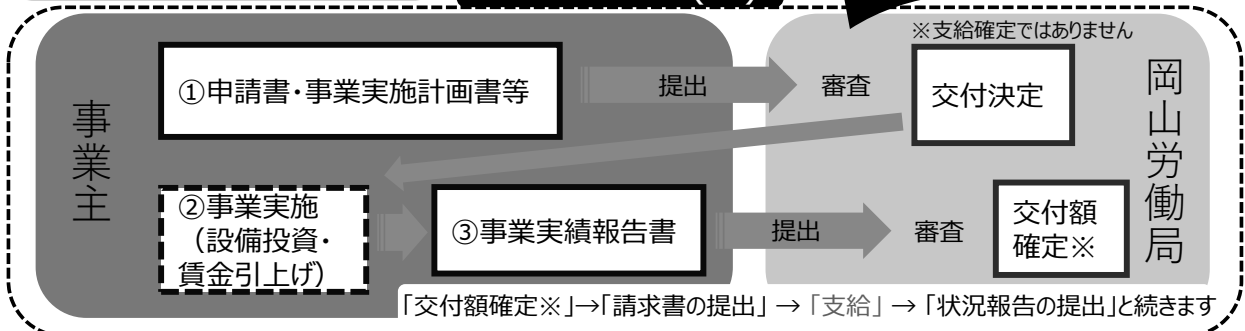
全て☑になれば、助成金の対象の可能性が有ります！！



手続きの概略(例)

申請期限（必着）
令和5年1月31日

※早期締切の場合あり



「交付額確定※」→「請求書の提出」→「支給」→「状況報告の提出」と続きます

助成限度額

コース区分	賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上 ※1
30円	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

【岡山県の助成率】

(注)令和4年10月以降の場合

事業場内最低賃金

① 892円～919円
4/5 (80%)

② 920円～922円
3/4 (75%)

生産性要件 ※2
を満たした場合

① 9/10 (90%)

② 4/5 (80%)

※1 10人以上の上限額区分：事業場内最低賃金が920円～922円の場合は、以下のいずれかに該当する必要があります。

- 生産量要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

※2 生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算



このリーフレットに関するお問い合わせは ☎
雇用環境・均等室 TEL086-224-7639

R4.10

労働安全衛生法 関係政省令が
大きく改正されます！

職場の化学物質管理が 変わります！

日本の化学物質管理は「法令の準拠」から
「自律的な管理」へ

あなたの職場も
対象かも？
今すぐ検索！

詳しくはwebで
職場の化学物質管理

詳しくは、労働安全衛生総合研究所ホームページをご覧ください。 令和4年5月公布、以後順次施行予定



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 化学物質取り扱い時には絵表示を確認！

絵表示	代表的な危険性・有害性	代表的な注意事項の例
	爆発物・大量爆発危険性 爆発物・炎・爆風又は飛散危険性 熱すると爆発のおそれ	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 火災の場合は、退避すること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
	極めて可燃性の高いガス・エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性ガスを発生	禁煙。 高温、スパーク、火種を近づけないこと。 換気の良い場所での保管すること。
	発火又は火災助長のおそれ 火災又は爆発のおそれ	禁煙。 燃えるものから遠ざけること。 隔離して保管すること。
	高圧ガス：熱すると爆発のおそれ 寒冷液化ガス：凍傷又は傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 衝撃・手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
	金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
	重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると 生命に危険あるいは有毒	吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施設して保管すること。
	遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を 起こすおそれ 臓器の障害 飲み込んで気道に侵入（誤入）すると生命に 危険のおそれ	皮膚に付けないこと。 吸入しないこと。 口に入れたり、皮膚に付けないこと。 マスク、保護手袋、保護衣を着用すること。 換気すること。 身体に異常が見られる、ばく露の懸念がある場合、 医師の診察を受けること。
	飲み込む、吸入する又は皮膚に接触すると有害 強い眼刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激又は気管やめまいのおそれ	吸入を避けること。 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
	オゾン層を破壊し、健康及び環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者 または供給者に問い合わせること。
	水生生物に非常に強い毒性	環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

注：代表例の事項を記載しただけです。

**※この絵表示は国連勧告が定める世界共通の絵表示です
(2022.05)**

～ 労働保険の加入手続はお済みですか？ ～

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

厚生労働省では、11月1日から30日までの1か月間を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険制度に対する正しい理解を深めていただくため全国一斉の広報活動を展開しています。

「労働保険」は、労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が所管し、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも使用している事業主は、すべて加入が義務付けられている強制保険です。

該当する事業主は、必ず労働保険の加入手続を行っていただくとともに労働保険料を納めなければなりません。加入にあたっては、事業主の皆様へ代わって加入手続などの労働保険の事務処理を行う「労働保険事務組合」が設立されていますので、ご活用ください。

お問い合わせ先

岡山労働局労働保険徴収室 TEL 086-225-2012
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

パート・有期労働ポータルサイトがリニューアル！「**多様な働き方の実現応援サイト**」になりました！

正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消するために、パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月に全面施行されました。

「多様な働き方の実現応援サイト」では様々な情報を掲載しています。

1 何のためのサイト？

- どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられる（公正な待遇の確保）雇用環境
- 多様な正社員制度の普及

これらの実現により多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにするために情報を提供するサイトです！

2 誰のためのサイト？

- パート・有期雇用で働く労働者の方
- パート・有期雇用労働者を雇用する事業主の方
- 短時間正社員制度など多様な正社員制度に興味がある企業・労働者の方

3 どんな情報が掲載されているの？

- 短時間正社員制度など「多様な正社員制度」の概要、導入方法、導入企業事例など
- パートタイム・有期雇用労働法のポイント、取組を行う企業向けツールやマニュアルのご案内、同一労働同一賃金に向けた企業の取組事例など

多様な働き方の実現応援サイト：URL <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

この記事に関するお問い合わせは 岡山労働局雇用環境・均等室 ☎086-225-2017

治療と仕事の両立支援に 取り組んでみませんか？

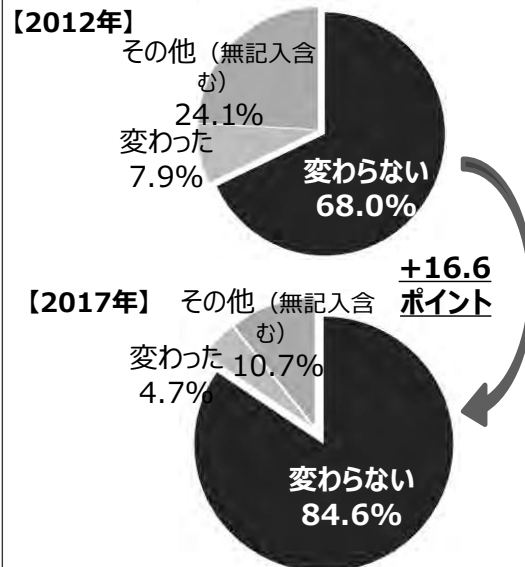
岡山県内の「治療と仕事の両立支援」を取り巻く背景

岡山県内でがん治療を受けたもしくは受けているがん患者を対象とした調査（「がん患者の療養に関する調査」（研究代表者 田端雅弘（岡山大学病院））によると、がんと診断された後に、勤務先の変更や配置替えはなかったと回答した方は、2012年と2017年の調査結果を比較すると、**16.6ポイント増加し、治療と仕事を両立する方が増えていることが**わかります。

その一方で、**病気治療目的の休暇制度がない、復職で相談する窓口、両立支援を申し出る方法などが分からない**ために、仕事を続けるのに困難さを感じている方もいます。

今後、両立支援の取組を進めて行くためには、病気の治療と仕事の両立をサポートする仕組みを整備することが重要です。

問：がんと診断されてから勤務先の変更や配置換えがありましたか？



出典：「がん患者の療養に関する調査報告書」
研究代表者・事務局 田端雅弘、久保寿夫
岡山大学病院 腫瘍センター

Q.1 「治療と仕事の両立支援」とは、どんな制度なんだろう？

（回答）がんと診断されても医療技術等の進歩により生存率が向上し「長く付き合う病気」に変化しつつあり、働き続ける人は増えています。「治療と仕事の両立支援」は疾病を抱えながらも、働く意欲、能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく適切な治療を受けながら生き生きと就労を続けられるよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮も行われるようにする取組です。

Q.2 両立支援に関する制度を自社でも取り入れたいが、どこから取り組めばよいのだろう？

（回答）両立支援は労働者の申出から始まります。まずは、労働者が安心して相談・申出ができるよう、相談窓口を明確化し、事業場内で周知しましょう。また、申出が行われた場合の情報の取り扱いについても明確にしましょう。

岡山労働局では、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、岡山県下の関係団体がネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図る目的で、平成29年7月に**岡山県地域両立支援推進チーム**を設置・運営しています。

お問い合わせ先

岡山労働局労働基準部健康安全課 電話086-225-2013

従業員を介護で離職させないために

仕事を辞めることなく、働きながら要介護状態(※1)の家族(※2)の介護等をするために以下の育児・介護休業法に基づく制度が利用できます。勤務先に制度がない場合でも、法に基づいて制度を利用できます。また、常時10人以上の労働者を使用する事業主は就業規則等に定める必要があります。

仕事と介護の両立支援制度	
制度	概要
介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得することができます 有期契約労働者も要件を満たせば取得できます
介護休暇	病院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うために、年5日(対象家族が2人以上の場合は年10日)まで1日又は時間単位で介護休暇を取得することができます
所定外労働の制限(残業免除)	介護が終了するまで、残業を免除することができます
時間外労働の制限	介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます
深夜業の制限	介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます
所定労働時間短縮等の措置	事業主は、利用開始の日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な次のいずれかの措置を講じなければなりません ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制度 ・時差出勤の制度 ・介護費用の助成措置 ※労働者は、措置された制度を利用することができます
不利益取扱いの禁止	介護休業などの制度の申出や取得を理由とした解雇など不利益な取扱いを禁止しています
ハラスメントの防止措置	上司・同僚からの介護休業等を理由とする嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付けています

※1 要介護状態とは?
介護保険制度の要介護状態区分が要介護2以上である場合のほか、介護保険制度の要介護認定を受けていない場合であっても2週間以上の期間にわたり介護が必要な状態のときには対象になります。

※2 家族とは?
配偶者(事実婚を含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

◇育児・介護休業法の詳細パンフレット(育児・介護休業法のあらまし)はこちら



◇厚生労働省のホームページで「仕事と介護両立のポイント」と検索したくく介護をしながら働き続けられるヒントが記載されたパンフレットもご覧いただけます。

○仕事と介護の両立支援制度について、就業規則への記載はもうお済みですか？

育児・介護休業等に関する規則の規定例で確認ください。

就業規則への記載はもうお済みですか

検索

○「仕事と介護の両立支援制度」を周知しよう。

厚生労働省ホームページから制度を従業員に周知徹底するためのポイントを確認するチェックリストをダウンロードできます。
ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用環境・均等 > 仕事と介護の両立 > 仕事と介護の両立支援

○仕事と介護の両立支援制度や就業規則の整備・周知等について、厚生労働省のホームページをご覧ください。岡山労働局 雇用環境・均等室に問い合わせください。

岡山労働局雇用環境・均等室 TEL: 086-225-2017

事業主の皆様へ 助成金のご案内

経験を積んだ企業の中核となる人材が仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことは、企業にとって大きな損失です。離職する従業員や心身ともにストレスを抱える従業員が増える前に、仕事と介護の両立支援の取組をはじめましょう。



両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)

仕事と介護の両立支援の取組を行い、要件を満たした中小企業事業主に支給します。
(A~Cいずれも1事業主1年度5人まで支給。)

		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>
C 新型コロナウイルス感染症対応特例		5日以上10日未満 20万円 / 10日以上 35万円

◇内の金額は生産性要件を満たした場合の金額

主な要件

A: 介護休業(休業取得時・職場復帰時)

<休業取得時>

- 介護休業の取得・職場復帰について、「介護支援プラン」★により支援する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 介護支援プランを作成し、対象労働者がそのプランに基づき所定労働日に合計5日以上の介護休業を取得すること。

<職場復帰時>

※休業取得者と同一の対象介護休業取得者である(休業取得時を受給していない場合申請不可)とともに、休業取得時の要件かつ以下を満たすことが必要です。

- 介護休業を取得した労働者を、原則として原職に復帰させ、フォロー面談を実施した上で雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。

C: 新型コロナウイルス感染症対応特例

- 介護のための有給休暇(新型コロナウイルス感染症対応)について、所定労働日を前提として20日以上取得できる制度及びその他就業と介護の両立に資する制度を設け、あらかじめ労働者に周知すること。
- 対象労働者が介護のための有給休暇(新型コロナウイルス感染症対応)を合計5日以上取得すること。
- 対象労働者を休暇取得日から申請期間までの間、雇用保険被保険者として継続雇用していること。

B: 介護両立支援制度(介護のための柔軟な就労形態の制度)

- 介護休業の取得・職場復帰について、「介護支援プラン」★により支援する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 介護支援プランを作成し、以下のいずれか1つ以上の介護両立支援制度を対象労働者がそのプランに基づき合計20日以上(*1、2を除く)利用し、引き続き対象労働者を雇用保険被保険者として継続雇用していること。

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る介護休暇制度 *1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度 *2

*1、2 利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件を満たすことが必要
★「介護支援プラン」について

労働者の介護休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、作成したプランです。

お問い合わせ先

岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL086-224-7639

* 詳細は厚生労働省のHPをご覧ください。

両立支援等助成金 厚生労働省 検索

令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況について

岡山労働局では、令和3年度の「個別労働紛争解決制度」の施行状況をとりとめました。その概要は次のとおりです。

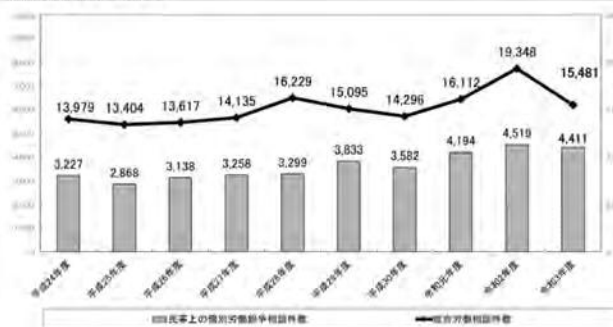
【ポイント】

総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争相談件数が減少する中、「いじめ・嫌がらせ」の相談が11年連続トップで過去最多件数となる。

岡山労働局では、労働局及び全ての労働基準監督署に総合労働相談コーナーを設置しています。令和3年度に同コーナーに寄せられた相談は、前年度から約20%減少し15,481件となりました。このうち、労働基準法違反を伴わない労働条件の引下げ、退職勧奨等の民事上の個別労働紛争に関するものが前年度から2.3%減少し、4,411件となりました。

相談の内容は、「いじめ・嫌がらせ」(パワハラ等)が1,605件と過去最多件数となり、相談全体の3割を占めています。

相談件数の推移



民事上の個別労働紛争／相談内容別の件数



2022年(令和4年)4月1日より、中小企業の事業主も職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務化されました

- 全ての事業主に「パワーハラスメント防止措置」が義務化されております。パワーハラスメントの発生を未然に防ぎ、問題が起きた場合に正しく対処できるよう防止対策を講じましょう。
- パワーハラスメントになりうる事例、相談窓口の対応要領、社内研修の内容等について知りたい場合⇒ポータルサイト「明るい職場応援団 HP」をチェック！！



ハラスメント裁判事例、他社の取組などハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



相談・問合せ先 岡山労働局 雇用環境・均等室

電話 086-225-2017

従業員の幸せのための安全アクション

Safer Action For Employees
コンソーシアムが立ち上がりました。

介護施設等で転倒・腰痛を始めとする労働災害が増加しています。利用者にも従業員にも安全な職場づくりを進めましょう。SAFEコンソーシアムへの加盟はこちらから→



SAFEコンソーシアムとは、働く人と全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場の実現に取り組む企業、団体等によるコンソーシアムです。

特設サイト「SAFEコンソーシアム」検索 <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



従業員の幸せのための安全アクション「SAFE」のロゴマークで、安全のシンボルマークである緑十字をモチーフとしたものです。

県立高等技術専門校令和5年4月入校生募集

県立高等技術専門校では、就業に必要な専門的な知識と技能を身につけることのできる実践的な訓練を行っており、様々な資格を取得できます。現在、来年3月に高等学校を卒業予定の方を対象に、令和5年4月入校生を募集しています。

1 募集対象者及び募集訓練科

専門学校	訓練課程	訓練科名	募集対象者(応募資格)			定員	募集日程	
			① 新規学卒予定・離転職者の別					② 学歴
			離転職者	新規中卒	新規高卒			
南部校	普通	環境設備工学科	○		○	高卒以上	B1 B2	
		溶接科	○		○	高卒程度		
		機械加工科	○		○	高卒程度		
	短期	造園・エクステリア科	○	○	○	不問		
		アパレルクリエイイト科	○		○	不問		
北部校	普通	電気設備科	○		○	高卒程度	B1,B2	
		木造建築・再生科	○		○	高卒程度		
		木工・デザイン科	○	○	○	不問		
	短期	建物設備サービス科	○			不問		
		ケアサービス科	○			不問		
美作校	普通 短期	自動車整備工学科	○※		○	高卒以上	B1,B2	
		総合実務科				不問		C

(1) 募集対象者(応募資格)について
各訓練科について、上の表中①、②の両方の要件を満たす方が募集の対象です。

① 新規学卒予定・離転職者の別

- 「新規中卒」 令和5年(2023年)3月までに中学校を卒業予定の方
- 「新規高卒」 令和5年(2023年)3月までに高等学校を卒業予定の方
- 「離転職者」 上記の「新規中卒」、「新規高卒」以外の方
(中学校・高等学校等を卒業してから3か月以上経過した方も対象となります。)

(※) 離転職者の方が自動車整備工学科に入校される場合、制度上の取扱いにおいて他の訓練科と異なる部分があります。詳細は、必ず事前にハローワークまでお問い合わせください。

2 願書受付期間

【C日程】 令和4年8月24日～令和4年10月21日
【B1日程】 令和4年11月8日～令和5年1月10日
【B2日程】 令和5年1月11日～令和5年3月2日

3 申し込み先

- ・新規高等学校卒業予定の方
→希望する訓練科のある高等技術専門校
- ・上記以外の方
→管轄の公共職業安定所(ハローワーク)

4 選考日

【C日程】 令和4年11月11日(金)
【B1日程】 令和5年1月21日(土)
【B2日程】 令和5年3月16日(木)

5 問い合わせ

- ・南部高等技術専門校
(倉敷市新田3241) TEL086-424-3311
- ・北部高等技術専門校
(津山市川崎953) TEL0868-26-1125
- ・北部高等技術専門校美作校
(美作市安蘇345) TEL0868-72-0453

岡山県立高等技術専門校
(ハレテク) 入校案内HP

<https://haretech-okayama.jp/>



コレワーク



雇用から始まる社会貢献 法務省が応援します

事業主の方が刑務所出所者等を雇用するためのサポートをさせていただきます。
安全・安心な社会を実現するために、社会貢献につながる出所者雇用にご協力ください。



矯正就労支援情報センター

お問い合わせはフリーダイヤルで **0120-29-5089** 受付時間 10:00～17:00(平日のみ)

矯正 中核 取組
Correction, Core, Collection + Work



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

担当地域のコレワークにご相談ください。

コレワーク北海道

(札幌矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-hokkaido@lmoj.go.jp



コレワーク東北

(仙台矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-tohoku@lmoj.go.jp



コレワーク関東

(東京矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-kanto@lmoj.go.jp



コレワーク中部

(名古屋矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-chubu@lmoj.go.jp



コレワーク近畿

(大阪矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-kinki@lmoj.go.jp



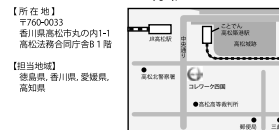
コレワーク中国

(広島矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-chugoku@lmoj.go.jp



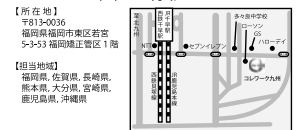
コレワーク四国

(高松矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-shikoku@lmoj.go.jp



コレワーク九州

(福岡矯正管区矯正就労支援情報センター)
e-mail: corrework-kyusyu@lmoj.go.jp



お問い合わせはフリーダイヤルで **0120-29-5089** 受付時間 10:00～17:00(平日のみ)



ポリテクセンター岡山 公共職業訓練受講者募集&見学説明会参加者募集



受講料
無料

※一部自己負担
があります

2021年度就職率

90.4%

未経験者大歓迎!

まるで現場のような
施設設備!

訓練コース

- ・CAD・NC機械科
- ・溶接技術科
- ・電気・通信施工技術科
- ・金属加工技術科<企業実習付き>
- ・CAD・ものづくりサポート科
<女性対象コース>
- ・ICTシステムサポート科
- ・住宅リフォーム技術科
- ・電気設備技術科<企業実習付き>

見学説明会&体験会

全体説明及び科の説明、実習場の見学

※上記以外の日程をご希望の方はご相談ください。

見学会開始： 9:30~12:00 (受付：9:00~)

体験会： 13:00~15:00

当センターに直接、お電話でお申込みください。

入所月	訓練コース名	訓練期間(月)	定員	募集期間	見学説明会 体験会	選考日	入所日	修了日
1	CAD・ものづくりサポート科 (女性対象)	6	20	11/4(金)~ 11/30(水)	11/16(水) 11/24(木)	12/10 (土)	1/5 (木)	6/27 (火)
	ICTシステムサポート科	6	20					
2	金属加工技術科 (55歳未満)	6	12	12/6(火)~ 12/28(水)	12/14(水) 12/21(水)	1/14 (土)	2/2 (木)	7/28 (金)
	CAD・NC機械科	6	15					
	溶接技術科	6	15					
3	電気・通信施工技術科	6	18	1/6(金)~ 1/31(火)	1/18(水) 1/25(水)	2/4 (土)	3/2 (木)	8/30 (水) 9/29 (金) 予定
	住宅リフォーム技術科	6	18					
	電気設備技術科 (55歳未満)	7	10					

○ほとんどの方が初心者(未経験者)です。幅広い年齢の方が受講されています。
 ○1月入所の「ICTシステムサポート科」および「金属加工技術科」は、12月入所生を含む人数となります。
 ○7ヶ月間コースは、1ヶ月目に社会人に必要とされるビジネスマナー、文書作成、コミュニケーション、チームワークなどのスキルを習得する講習があります。
 ○訓練は、原則平日の9:05~15:10です。終了が16:05となる日もあります。

ポリテクセンター岡山

☎086-241-0940
(平日9:00~17:00)

岡山市北区田中580番地

駐車場・駐輪場有

岡山駅よりバス13系統ポリテクセンター岡山前下車徒歩1分
北長瀬駅よりバス23系統ポリテクセンター入口下車徒歩3分



日本版デュアルシステム「メカトロニクス技術科」

メカトロニクス技術科 入試案内

メカトロニクス技術科とは



就職率
100%!



常に最新の
設備を導入!



入校料なし!

生産システムの設計・製作から保守・点検までを行うことができる人材の育成を目的としています。

メカトロニクス技術科では基礎的な機械加工・CAD・メカトロニクス・シーケンス制御技術を習得し、簡易的な生産システムの構築ができるように教育訓練を行います。また、企業内技術教育訓練では、産業界の現場に密着し、即戦力となる実践的な技能・技術を習得します。対象者は学びなおしをご希望の方、ものづくり分野に就職したい方、もちろん来春に高等学校卒業予定の方など、幅広く募集しています。



応募期間	令和4年12月7日(水)~令和5年5月2日(火)		
	出願締	試験日	合格発表
第1回	1月31日(火)	2月8日(水)	2月15日(水)
第2回	3月7日(火)	3月15日(水)	3月22日(水)
第3回	4月4日(火)	4月12日(水)	4月19日(水)
第4回	5月2日(火)	5月12日(金)	5月19日(金)
選考方法	自己推薦書・面接・確認テスト		

定員 10名

対象者 高卒またはそれと同等以上の学力を有すると認められる
概ね55歳未満の方

修業年限 2年 (令和5年6月1日入校)

受験料 18,000円

授業料 390,000円(年額) (減免制度・融資制度あり)

出願方法 学務課までお問い合わせください。



3次元CAD実習



シーケンス制御実習

〈お問い合わせ先〉中国職業能力開発大学校 学務課

〒: 710-0251 倉敷市玉島長尾1242-1

☎: 086-526-6946

✉: gakumuka@chugoku-pe.ac.jp

HP: <https://www.3.jeed.go.jp/okayama/college/>



両立支援コーディネーター基礎研修(後半)のご案内

労働者健康安全機構は、両立支援コーディネーターが、その役割をはたすために必要な基本的な知識及び能力を習得するため、両立支援コーディネーター基礎研修をオンライン形式で開催します。

両立支援コーディネーターは、治療と仕事の両立支援において、主治医と会社の連携の中核として、患者に寄り添いながら継続的に相談支援を行いつつ、個々の患者ごとの治療・仕事の両立に向けたプランの作成支援などを担います。

また、両立支援コーディネーターは、支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うことが、その機能として期待されることから、事業場の人事労務担当者や産業保健スタッフ、医療機関の医療従事者又は支援機関等が担うことが想定されています。

- 両立支援コーディネーター基礎研修の詳細は、**独立行政法人労働者健康安全機構**のホームページでご確認ください。
URL:<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>
- 両立支援コーディネーター基礎研修については、**岡山産業保健総合支援センター**
(☎086-212-1222)でもお問い合わせを受け付けています。



令和4年度両立支援コーディネーター基礎研修日程(後半)

開催回	動画配信研修 受講期間	WEBライブ講習 受講日
第6回	1月12日(木)～ 2月1日(水)	2月7日(火) 13:00～15:30 (予定)
第7回	1月27日(金)～ 2月16日(木)	2月22日(水) 13:00～15:30 (予定)

両立支援コーディネーター基礎研修プログラム

【動画配信研修】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネーターの必要性とその役割	45
基本的な医療に関する知識	60
産業保健に関する知識	60
労務管理に関する知識	60
社会資源に関する知識	60
両立支援のためのコミュニケーション技術	45
がん経験者による当事者談話	40

【WEBライブ講習】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネーターの実践	120

ハラスメント防止

ダイバーシティ推進



オンライン研修、動画研修も

21世紀職業財団におまかせください

働きやすい職場づくりのための研修を長年実施してきた当財団だからこそ、オンライン研修も動画研修もお客様の要望をお聞きして、最適な研修をご提案します。

【オンライン研修のメリット】

受講者は任意の場所(自宅・職場等)から受講が可能
→人の移動が制限されたり、3密状態を避ける状況下でも研修実施が可能に
→研修会場までの移動時間、交通費の負担が軽減される等

【動画研修のメリット】

自由な時間・場所での受講が可能
→シフト勤務、フレックスタイム制度、在宅ワークなど集合研修が難しい場合にお勧め
→繰返し視聴できるので理解が深められる等

費用、実施方法等詳細はお問い合わせください。

<https://www.jiwe.or.jp/contactus>



公益財団法人 **21世紀職業財団**

〒113-0033東京都文京区本郷1-33-13春日町ビル3F TEL03-5844-1660
<https://www.jiwe.or.jp>



詳しくはホームページへ

中退共

検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234
FAX (03) 5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単

外部積立型で
管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安心

国の退職金制度
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

中退共の
退職金制度なら

社長の決断、
応援します。

退職金

✎ 在籍型出向の活用を検討してみませんか？

在籍型出向は、コロナ禍における雇用の維持だけでなく、従業員のスキルアップや企業の活性化にもつながると期待されている取組みです。

国、岡山県、(公財)産業雇用安定センター、岡山県中小企業団体中央会では、在籍型出向を活用する企業を応援しています。

企業間のマッチング支援

(公財)産業雇用安定センターでは、在籍型出向を活用しようとする企業に対して、マッチングを無料で行っていきます。

【問い合わせ先】

(公財)産業雇用安定センター岡山事務所
TEL:086-233-3081

産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、産業雇用安定助成金が支給されます(一定の要件があります)。

【問い合わせ先】

産業雇用安定助成金コールセンター
TEL:0120-603-999



おかやま在籍型出向マッチング支援サイト

在籍型出向に関する支援の詳細は、岡山県中小企業団体中央会の支援ポータルサイトをご覧ください。

【問い合わせ先】

岡山県中小企業団体中央会
TEL:086-224-2245

<https://www.kirari-okayama.jp/okayama-skmtg/>



県内企業にお勤めの
若手社員の方

おかやま 就活サポーター 大募集!

就職を控えた学生たちが抱えている疑問や悩み。働く企業人として、そして社会のセンパイとしてその相談に乗り、岡山県内で働く魅力を伝えていく、それが「おかやま就活サポーター」です。

就活サポーターの役割

次のような事柄を学生に伝えていきます。
※ご自身の企業のリクルート活動はご遠慮ください。

- ① 自身の就活体験談
- ② 県内就職の魅力
- ③ Uターン就職の魅力
- ④ 県内企業、業界全体の魅力
- ⑤ 仕事上でのやりがい
- ⑥ 県内で暮らす楽しさ
- ⑦ その他、岡山県の魅力

就活サポーター登録のメリット

ご登録いただくと、こんなメリットが!

- ① 企業の地域貢献につながります。
- ② 学生や他業種の方とふれあうことで社員のスキルアップにつながります。
- ③ 岡山県が主催する就活イベント等を通じ、企業のPR機会が増えます。

＜お申込み・お問い合わせ＞

岡山県中小企業団体中央会
企業人材支援課
〒700-0817
岡山県岡山市北区弓之町4番19-202号
電話：(086) 224-2245

きらおか



ご存じですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

労働委員会は、労使間の紛争を公正・中立の立場で解決に向けた援助を行う、全国に設置された行政機関です。

岡山県労働委員会では、県内事業所に勤務する労働者個人と使用者との間に生じた職場の労働関係トラブルの解決に向け、あっせんや相談による支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、こうしたトラブルの発生も懸念されます。

労働者側、使用者側のどちらからでもご相談いただけます。お困りの方は、まずはお電話等でご相談ください。

【お問い合わせ先】

岡山県労働委員会事務局

電話：086-226-7563

E-mail: kobetsu@pref.okayama.lg.jp

※ メールの場合は、相談内容を具体的に記載願います。



Q どんな相談があるの？

A 解雇された、説明なく賃下げになった、配置転換で対立した等、まずはご相談を。

Q 「あっせん」はどんな制度なの？

A 3名のあっせん員が労使双方の主張を確かめ、合意点を探りながら、話し合いによる解決のお手伝いをします。

Q 料金はかかるの？

A 無料です。

Q 周知に知られるのが心配です。

A あっせんは非公開で、秘密も守られます。



©岡山県ももっち

男性のための電話相談窓口をご利用ください

ひとりで悩まないで、まず、お電話ください

男性相談員による 男性のための
電話相談

人間関係 家族問題 健康 配偶者からの暴力 生活力 夫婦関係

男性にとって
悩みを聞いてくれる
いいんです

ひとりで悩まず
相談員に
相談ください

男性相談専用電話番号
086-221-1270
毎月 第4土曜日 13:30～16:30

※相談日は、都合により変更することがあります。
※相談は、電話によるもので、面談相談は行いません。

この用紙は岡山県男女共同参画センター
岡山県男女共同参画推進センター
〒700-0907岡山県岡山市東区上道1-1-1 岡山県男女共同参画センター TEL:086-235-3307

岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)では、相談員が広く様々な相談をお受けしています。毎月第4土曜日には、男性相談員による男性のための相談を行っています。

誰かに話を聞いてほしいことはありませんか。そんなときには、ぜひご利用ください。

男性相談員による男性のための電話相談

毎月 第4土曜日 13:30～16:30

専用電話番号086-221-1270



(お問い合わせ先)

岡山県男女共同参画推進センター

TEL:086-235-3307

ホームページ: <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/>

年次有給休暇を活用して岡山県の魅力に触れよう

～地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう～

事業主、働く人、地域の住人の皆様へ

年次有給休暇の取得促進は、働く人にとっては心身の健康保持・増進、会社にとっては生産性向上や企業イメージの向上につながります。また、岡山県は四季折々のイベントや沢山の観光資源に恵まれており、年次有給休暇を取得しこれらを活用すれば、地域の活性化にもつながります。

このため、地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

この記事に関するお問い合わせは 岡山労働局雇用環境・均等室へ
☎086-225-2017



©岡山県「ももっち・うらっち」

岡山県内の企業の皆様へ

岡山県教育委員会からのお知らせ

家庭のこと 子育てのこと 職場のみんなと 話してみませんか？



岡山県「ぼっち!モグモグ」
生活リズム向上
マスコットキャラクター

家庭教育企業出前講座

県内の企業等を対象に、子育てのヒントや人との関わり方等、家庭教育に関する講座を「働いている時間に、働いている場所へ」お届けします。子どもやパートナーとの関わり方や子育てと仕事の両立についてなど、様々なプログラムがあります。ぜひ御活用ください。

オンライン開催
少人数開催 等

◆派遣料無料◆

経費は全て
県教育委員会が負担

◆専門講師派遣◆

プログラムに沿った
専門講師を派遣

◆オーダーメイド◆

企業の皆様のご要望に対応
(研修内容、時間、開催方法等)



←電子申請サービスでの
申込はこちら

Wordの申込書はこちら→
実施プログラム例も見られます



サンキョウ-エンピックスにて
「ワークライフバランスについて考える」
(SDGsの視点から)の講座

《お申込み・お問合せ》

岡山県教育庁生涯学習課 社会教育班

電話：086-226-7597（直通） E-mail：syogai@pref.okayama.lg.jp

県立図書館で会社のPRを！ 雑誌スポンサー募集中

雑誌スポンサーとは？

県立図書館で来館者の皆様が手に取る雑誌の最新号に透明カバーをつけ、雑誌の表紙部分に貴社の企業名、裏表紙部分に広告を差し込ませていただく制度です。

「スポンサー料」として、雑誌の代金をご負担いただけます。選べる雑誌は約300種類。

(令和4年9月現在 73誌 27社が契約中)

選ぶ雑誌によって顧客の年齢層やターゲットを絞って宣伝できるメリットも。

(例) 『オレンジページ』で1年間ご契約の場合
1冊あたり 390円 × 24冊 = 9,360円

お申込み・お問合せ



岡山県立図書館 企画・メディア班
TEL：086-224-1286 FAX：086-224-1208

カバーを付けたイメージ



表紙

裏表紙

広告

会社名



裏表紙

岡山県難病相談・支援センター

難病を抱える方の療養や就労を支援します！

様々な相談をお受けします



岡山県難病相談・支援センターでは、岡山県からの委託を受け、難病を抱える方で就労希望のある方、在職中でも今後の就労継続に不安を抱えている方の支援を行っています。

まずは、お気軽にご相談ください。

また、企業様からの相談もお受けします。（就労継続について相談を受けている、新たに難病を抱える方の雇用を考えている等）

※相談は無料です。個人情報などプライバシーはお守りします。

交通アクセス



〒700-0952

岡山市北区平田408-1

（岡山県南部健康づくりセンター1F）

●バスをご利用の場合

岡電バス「卸センター・健康づくり財団病院線」

- ・JR岡山駅より約25分
- ・天満屋バスターミナルより約35分
- ・JR大元駅前より約15分

☎ 086-246-6284

Fax 086-246-6285

✉ nanbyou@okakenko.jp



※仕事の直接紹介はできませんが、関係機関との連携を行い、情報提供や職場訪問など、就労のお手伝いをします。

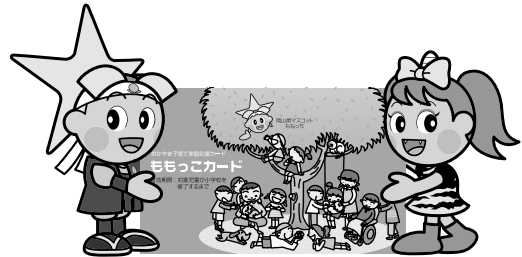
※岡山市にもセンターがございます。岡山市在住の方は、岡山市難病相談支援センターをご利用ください。

☎ 086-803-1271 Fax 086-803-1758

おかやま子育て家庭応援カード

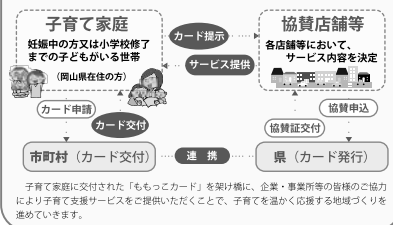
ももっこカード

協賛店舗募集中！



©岡山県「ももっち・うらっち」

おかやま子育て家庭応援カード「ももっこカード」とは？



協賛するといことたくさん！

- 子育てを応援する店舗としてイメージアップ
- 協賛店ステッカーを掲示してPR
- 岡山県のポータルサイト「おかやまはぐくま〜れ」で店舗情報をご紹介



～ももっこカードを架け橋に。子育て家庭もお店もハッピーに～

岡山の未来を担う子どもたちの成長や子育てを応援していただける協賛店舗等を募集しています。

協賛のお申し込み・お問い合わせ

岡山県保健福祉部子ども未来課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL.086-226-7347
FAX.086-226-7902
E-mail.kosodate@pref.okayama.lg.jp

「協賛申請書」は、ホームページからダウンロードできます

おかやま はぐくま〜れ 検索

ご提供いただく特典・サービス例

- 料金の割引
- ポイントアップサービス
- 景品やおまけのプレゼント
- お買い上げ商品の無料発送

内容は自由に決めていただけます。未永く子育て家庭を応援していただける内容をぜひご検討ください。

フレンドリー・メニュー


カードの提示があった場合は、店舗等で買い物、飲食されない方に対しても、サービスの提供をお願いします。

- 哺乳のお湯の提供
- おむつ替えスペースあり
- イレベベロープ設置
- 授乳キッズスペースあり
- ベビーチェア/おむつ台 等

多子世帯優遇サービス

多子世帯(3人以上の子どもがいる世帯で、一番下の子どもが小学生以下)向けにさらにおトクな特典・サービス





令和4年度 東京23区からのIJUターン就職支援事業
委託元 岡山県(産業労働部労働雇用政策課) 委託先 株式会社ウインウィン

**掲載
無料**

晴れの国で働こう!

岡山県しごと情報サイトに 求人掲載しませんか?


Q. 「晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト」とは

岡山県では県外から県内への人材還流と、県内中小企業等の人材確保支援を目的とした、求人求職マッチングサイト「晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト」を開設し、現在、当サイトに掲載する求人を募集中です。

掲載費用は無料です。貴社の採用活動ツールとして、当サイトを御活用ください。

また、岡山県では、東京23区の在住者又は勤務者が、当サイトに掲載の求人に応募して就職し、県内に移住した場合に、移住先の市町村から移住支援金を支給する「東京23区からのIJUターン就職支援事業」を実施しています。

晴れの国で働こう!岡山県しごと情報サイト
<https://求人ボックス.com/地方創生-岡山県>



求人掲載によるメリット

雇用増加 セミナー参加、求人作成支援など
求人露出増加による 企業認知度向上


すべて
無料

岡山県マッチング支援事業運営事務局
(株式会社ウインウィン)

お問い合わせ
申し込み先

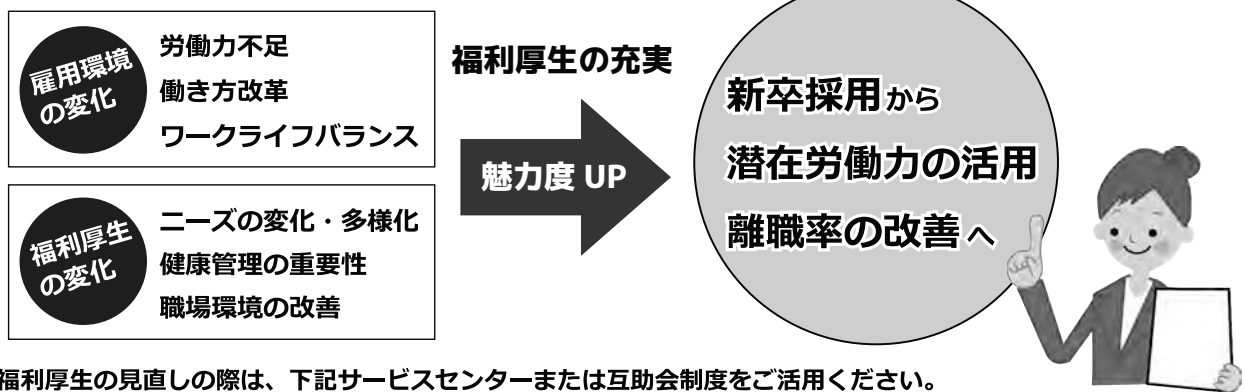
TEL 03-6665-0869

お問い合わせフォームはこちら ▶



福利厚生見直しのススメ。安心・定額の福利厚生パッケージ制度のご案内

岡山県内には、中小企業勤労者を対象とした福利厚生制度を提供する団体が5つ設置されています。少額の負担で充実した福利厚生制度があなたの会社に導入できます。



福利厚生の見直しの際は、下記サービスセンターまたは互助会制度をご活用ください。

岡山市勤労者サポートプラザ (ときめきプラザ)	☎086-223-6364	岡山市
倉敷市勤労者福祉サービスセンター (ほっと倉敷。)	☎086-434-8770	倉敷市・早島町
津山圏域勤労者互助会	☎0868-24-3633	津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町
玉野勤労者福祉サービスセンター	☎0863-33-5000	玉野市
井原地域勤労者互助会	☎0866-62-8850	井原市・矢掛町

知っていますか？
自分の最低賃金

岡山県 最低賃金

892円（時間額）

令和4年10月1日から

30円UP

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金は、働くすべての人に
賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金を下回る賃金を支払うことは
違法です。違反すると、罰金や
改善命令を受ける可能性があります。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

最低賃金の適用範囲は、労働契約法第12条に基づき、
労働契約の締結が主たる目的である事業場と認められる場合です。

岡山県最低賃金(時間額)が
892円 に改定されました。

発効日 令和4年10月1日

岡山県最低賃金は、原則として、岡山県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者と、労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。使用者も、労働者も今一度チェックをお願いします。

お問い合わせ先

岡山労働局労働基準部賃金室
086-225-2014



働きの過ぎが過ぎていますか？

11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督署が
相談もお受けします。

無料 令和4年11月5日(土) 9時～17時

過重労働解消
相談ダイヤル
0120-794-713

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

労働基準部
24時間
0120-811-610

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

岡山会場

参加
無料
事前申込

2022年
日時 11月11日(金)
14:00～16:30 (受付13:30～)

会場 おかやま未来ホール
(イオンモール岡山 館内 5F)
(岡山市北区下石井1丁目2番1号)

講演①
「生きること、働くことを、
過労死問題を通じて考える」
びわこリハビリテーション専門職大学 教授
たけし かつし
埜田 和史氏

講演②
「ハラスメントのない
職場環境に向けて」
アリエム株式会社代表取締役 産業カウンセラー
三木 啓子氏

主催：厚生労働省 後援：岡山県、岡山県市長会、岡山県町村会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、岡山県経済団体連絡協議会、一般社団法人岡山県商工会議所連合会、岡山県経営者協会、一般社団法人岡山経済同友会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会

岡山県 産業労働部労働雇用政策課

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 TEL 086-226-7386 FAX 086-226-7869